

寒川町火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>第47条 (略)</p> <p><u>(加える)</u></p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>第47条 (略)</p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p> <p>～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年10月1日から施行する。</u></p>